

指定障害福祉サービス事業所等 運営法人代表者 様

岐阜市障がい福祉課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害福祉サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請期間の延長について（依頼）

日ごろは、本市の障がい福祉行政に対し、御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和2年5月5日付「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害福祉サービス事業所等）の適切な感染防止対策の期間延長について」にて岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長から新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく適切な感染防止対策の協力要請について、要請期間を**令和2年5月31日（日）**まで延長することが通知されました。

本協力要請の内容については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害福祉サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請について」（令和2年4月17日付障第164号）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害福祉サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請に係る留意事項について」（令和2年4月17日付岐阜県健康福祉部障害福祉課長事務連絡）にて通知されている内容とされております。

岐阜市内の事業所におかれては、これらに加え「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害福祉サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請等に伴う留意事項について（依頼）」（令和2年4月17日付岐阜市障がい福祉課長事務連絡）や下記に示した通知なども参照の上、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を徹底してください。

記

- ・緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について
令和2年4月7日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
- ・緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について
令和2年4月7日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 事務連絡
- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
令和2年4月7日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか 事務連絡
- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）令和2年4月28日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）
令和2年4月13日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
岐阜市福祉事務所障がい福祉課 指導係 支援係 相談係
T E L : 058-214-2136(直通)
F A X : 058-265-7613
E-mail : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp